2020年7月



シンポジウムガイダンスのお知らせ



東京青年税理士連盟 会長　 平良　夏木

研究部長 　加納　豊彦

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制度部長 　齊藤　和弘

シンポジウム実行委員長　武田佳奈子

皆さん、こんにちは。

全国青税では各単位青税が税法や税理士制度について研鑽を重ねた成果を発表する場として、例年秋季シンポジウムを開催しておりました。今年の全国青税秋季シンポジウムは11月21日（土）に名古屋で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う活動の自粛下において、研究発表の準備に十分な時間を確保できないことから、会員の安全確保を第一に検討した結果、秋季シンポジウムは中止となりました。

しかし研鑽活動を全く行わないことは会員のためにならないため、今年は論文作成のみを行うこととなりました。本年度の全体のテーマは「青年税理士の主張」で、東京青税は「納税者の権利擁護と税理士法」という内容を提言してみたいと考えております。

税理士法は、昭和17年に税務代理士法が制定されて以来、昭和26年、31年、36年、55年、平成13年、26年と大きな改正が行われてきました。昨年は日税連より次期税理士法改正に向けた税理士制度への意見募集がされたこともあり、全国青税でも秋季シンポジウムのテーマとなりました。

平成の時代が終わり、新たな時代に対応した税理士が世の中から求められていますが、制度の問題がネックとなって現在対応できないことが多々あります。皆さんも日々税理士として活動していて「税理士がこういったことも出来れば、もっと納税者の役に立てるのに…」と思うことが1つや２つはあるのではないでしょうか？

ここで改めて税理士の役割や税理士制度について歴史的経緯を学んだ上で、今後の税理士・税理士制度の在り方を東京青税の仲間と一緒に考えて、世に提言してみませんか？

まずは、説明会を開催しますので、少しでも興味のある方は是非ご参加下さい。

記

◆ **日時** **令和２年8月3日（月）19時00分～20時30分**

◆ **場所** **Zoomによるオンライン開催**

**※後日、ID、パスワードをお伝えいたします**

**◆ 内容　　①「論文作成」について説明 ：　武田佳奈子　会員**

**②過去に行われたシンポジウムの様子のビデオ上映**

◆ **申込方法：下記アドレス宛にお申し込みください。**

**E-Mail：****k-takeda@iwata.iau.gr.jp****武田佳奈子　宛**

**※件名を「シンポジウムガイダンス申込み」としてご送信下さい**